

事後審査型制限付き一般競争入札共通事項  
(電子入札用)

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「自治令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。

2 用語の定義

(1) 宇都宮市電子入札システム

宇都宮市の契約に係る入札を処理するシステムの総称であり、以下のシステムで構成されるものをいう。

ア 電子入札システム

電子入札に参加しようとする者の利用者登録、入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務を電子計算機(以下「コンピュータ」という。)とインターネットを利用して行う電子情報処理組織(コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。)をいう。

イ 入札情報システム(PPI)

インターネットを利用して入札情報を公表する電子情報処理組織をいう。

(2) 紙入札

書面により入札書を提出するものをいう。

(3) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(4) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

(5) 電子契約サービス

サービス提供事業者が宇都宮市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会人型電子契約サービスをいう。

3 入札手続

- (1) 入札は宇都宮市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)によるものとする。
- (2) 指定された提出期限までに、電子入札システムにより入札書を提出すること。

#### 4 設計図書

設計図書（図面、仕様書及び設計書）の一部又は全部は、電子入札システムからダウンロードすることができる。

ダウンロードした設計図書が一部の場合は、不足部分を企業総務課で閲覧し、必ず事前に確認すること。

#### 5 現場説明会：行わない。

#### 6 入札の留意事項

(1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程（平成19年企業管理規程第1号）及び宇都宮市上下水道局建設工事執行規程（昭和39年企業管理規程第7号）等を守ること。

(2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。

##### (5) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

(6) 入札回数は3回とする。

##### (7) 再度の入札に付する場合

下記に該当した場合は、再度の入札に付するものとし、電子入札システムにより行う。その場合の入札書提出期限は再度の入札参加対象者あてに連絡する。

① 落札候補者がいないが、予定価格を超えて入札した者がいる場合

② 事後審査の結果、全ての落札候補者が失格となったが、予定価格を超えて入札した者がいる場合

#### 7 紙入札承諾の基準

##### (1) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、「紙入札方式承諾願兼誓約書」が宇都宮市上下水道局企業総務課へ提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

① ICカードを新規発行申込中のため使用できない場合

② ICカードの失効（更新中）や破損等で使用できない場合

- ③ システムや通信回線の障害等で使用できない場合
  - ④ その他，入札執行者が必要と認める場合
- (2) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い

前号の規定により，紙入札への変更を認めた場合は，当該入札参加者について，速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録する。なお，この場合，当該入札参加者は，電子入札システムによる処理を行うことはできない。ただし，既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い，紙入札への変更は認めない。

(3) 紙入札者の入札書等取扱い

- ① 「紙入札方式承諾願兼誓約書」の提出日時は，公告で示した入札書提出期限日の前日（市の休日を除く。）の午後1時までとする。
- ② 入札は郵便入札によるものとし，持参によるものは認めない。
- ③ 郵送方法は，発注者が受領確認できる「一般書留」，「簡易書留」のいずれかによるものとし，「特定記録郵便」，「普通郵便」によるものは認めない。
- ④ 宛先は，日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局留 宇都宮市上下水道局企業総務課行とすること。
- ⑤ 入札書は，紙入札用の指定様式を使用すること。
- ⑥ 郵送する封筒は，郵便入札用の指定封筒を使用すること。
- ⑦ 公告で示された入札書の提出期限日までに日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局必着のこと。

## 8 開札の立会

電子入札システムによる入札の執行にあたっては，立会人を置くことなく，開札できるものとする。

## 9 工事費内訳書

- (1) 入札に際し，入札価格に対応した工事費内訳書の提出を義務付けることとする。
- (2) 工事費内訳書は，電子入札システムにより入札書を提出する際に添付すること。
- (3) 工事費内訳書は，設計書と同項目とし，記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- (4) 入札執行者は，入札書提出期限日以降開札前においても工事費内訳書等の内容を確認することができるものとする。この場合，工事費内訳書等の内容が対外的に漏洩することがないように，開札するまで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

## 10 契約保証金

契約保証金は，有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金の納付を免除する。

### 1.1 入札担当職員：企業総務課長

## 1.2 入札参加資格の確認等

### (1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

#### ① 入札参加資格確認書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている書類

#### ② 入札参加資格確認書類の交付

- ・入札参加資格確認申請書は、電子入札システムからダウンロードを原則とし、企業総務課窓口での交付は行わない。

### (2) 入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出期限及び提出方法

#### ① 提出期限

確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）とする。

#### ② 提出方法

「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書」については、電子入札システムにより提出すること。なお、「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている書類」について、電子入札システムからの提出ができない場合は、宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）へ持参し提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日の翌日から原則2日以内（市の休日を除く。）に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に第1号に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

## 1.3 電子契約サービスの利用

電子契約サービスにより契約を締結する場合にあっては、予定する契約日の2日前（市の休日を除く。）までに「電子契約利用申出書兼同意書」を指定アドレスへ送付しなければならない。

## 1.4 請負契約書作成

要する。この場合において、電子契約サービスにより契約を締結する場合にあっては、上下水道局が指定する電子契約サービスを利用するものとする。

1.5 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し。

## 1.6 契約条項の閲覧場所

契約条項を定めている宇都宮市上下水道局建設工事執行規程等については、次の場所において閲覧できる。

・場所：宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）

#### 1.7 入札の無効

(1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 特定の電子認証（以下「電子認証」という。）を受けていない入札書による入札
- ② 工事費内訳書が添付されていない入札
- ③ 複数の工事費内訳書を添付した入札
- ④ 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札
- ⑤ 入札書と工事費内訳書の案件名が異なる入札
- ⑥ 電子認証の不正使用による入札
- ⑦ 入札に際して虚偽又は不正行為があったとき
- ⑧ 入札書とともに提出する工事費内訳書に、入札者の社名、代表者氏名のない入札
- ⑨ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- ⑩ 電磁的に記録した工事費内訳書がき損した入札
- ⑪ 開札日時において、有効期間を過ぎるICカードを使用して行った入札
- ⑫ その他、入札に関する条件に違反したとき

(2) 前号の⑦に該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。

#### 1.8 入札の中止等

(1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがある。

(2) 上下水道局が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において入札とは、公告から落札の決定（契約締結前）までをいう。

(3) 前号において、当該入札のために要した費用を上下水道局に請求することはできない。

#### 1.9 異議の申立ての制限

入札を行った者は1回目の入札後、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程、宇都宮市上下水道局建設工事請負契約書約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 2.0 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第1位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、電子くじの実施方法等については、別に定める。

#### 2.1 前金払の請求

宇都宮市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程3号）に規定

する公共工事の前金払の限度額は、請負代金額に100分の40を乗じて得た額とする。

## 2.2 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の100分の40以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金額の100分の20以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 同一会計年度においては、部分払を受領した場合は、中間前金払を請求することはできない。

## 2.3 部分払の請求

中間前金払を受領した場合であっても、宇都宮市上下水道局建設工事請負契約書別表に規定する回数の部分払を請求することができる。

## 2.4 中間前金払と部分払の併用

- (1) 請負代金額が130万円を超える工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超える工事）については、中間前金払と部分払のいずれかを請求できるものとする。  
ただし、請負代金額が300万円未満の工事において前金払を受領した場合には、部分払を請求することはできない。  
なお、中間前金払と部分払の請求については必要な時にいずれかを選択して届け出るものとする。
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超えることにより、中間前金払を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は請求できないものとする。

## 2.5 配置技術者（専任の場合）

- (1) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 配置できる技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）は、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者等として現場に配置することは原則として認めない。  
なお、恒常的な雇用関係とは、確認申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。
- (3) 専任を要する主任技術者及び監理技術者については、下記の要件を満たす場合、専任を要する2件の工事の兼務が可能となる。

ア. 専任特例 1 号（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）

- ① 各建設工事の請負代金の額が 4, 500 万円以上 1 億円未満（建築一式工事は 9, 000 万円以上 2 億円未満）であること
  - ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること
  - ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 次以内であること
  - ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること（土木一式工事または建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者を配置すること）
  - ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
  - ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること（電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。）
  - ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
  - ⑧ 兼務する工事の数が 2 を超えないこと
- ※ 専任特例 2 号との併用はできない。

イ. 専任特例 2 号（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）

監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が可能となる。政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1 級技士補の資格を持つ者とする。

※ 専任特例 1 号との併用はできない。

(4) 営業所技術者等については、下記の要件を満たす場合、専任を要する主任技術者または監理技術者への兼務が可能となる。

ア. 所属する営業所で契約締結した工事であること

イ. 兼ねる工事の現場数が 1 以下であること

ウ. 主任技術者及び監理技術者の兼務特例（上記(1)－ア. 専任特例 1 号）で示す①から⑦を満たしていること

エ. 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

(5) 落札候補者が提出する「入札参加資格要件確認申請書」に記載した配置予定技術者等は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意した場合、交代できるものとする。

## 2.6 配置技術者（専任を要しない場合）

(1) 1 件の請負金額が 4, 500 万円未満の工事（建築一式工事については、9, 000 万円未満）では、主任技術者の専任配置は求めているが、専任を要しない主任技術者については、3 件（市長部局発注分を含む）の工事の兼務が可能とする。なお、営業所技術者等については、2 件まで（市長部局発注分を含む）しか兼務できない。これらの件数を超えて参加申請をした場合には、超えている工事の

入札参加資格を失格とすることがある。

- (2) 配置する主任技術者は、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を主任技術者として現場に配置することは原則として認めない。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

- (3) 落札候補者が提出する「入札参加資格要件確認申請書」に記載した配置予定の主任技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意した場合、交代できるものとする。

## 2.7 実務経験者の取扱

主任技術者として配置できる実務経験者は、下記に該当する場合とする。

- (1) 経営事項審査申請書の技術職員名簿により、実務経験者であることが確認できる者
- (2) 営業所技術者等として当該業種に登録している者
- (3) 監理技術者資格者証を有している者
- (4) 主任技術者実務経験経歴書の提出により、実務経験者であることが確認できる者

## 2.8 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

ただし、発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ受注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (2) 現場代理人についても工事を請け負った事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

また、営業所における専任の技術者は、現場代理人にはなれない。

## 2.9 最低制限価格制度

- (1) 予定価格が1件200万円を超える建設工事(総合評価落札方式を除く)を対象として実施する。

- (2) 最低制限価格は、次の基準により設定するものとする。

- ① 直接工事費に10分の9.8を乗じて得た額
- ② 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

最低制限価格は、①から④までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.

5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (3) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を比較価格とし、最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する最低制限価格とする。
- (4) 開札において、入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満の入札は、失格とする。
- (5) 入札価格が比較価格に対する最低制限価格以上のもののうち最低価格者を落札候補者とする。
- (6) すべての入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満のときは、不調とする。

### 3.0 近接工事について

- (1) 上下水道事業管理者が発注する同一の工種（建設業法に規定する建設工事の種類）どうしの建設工事において次のいずれかに該当するものを近接工事とし、すでに施工中の場合には、近接工事に該当する工事の落札はできない。  
なお、施工中とは、落札決定日から完成検査終了までの期間とする。
  - ① 工事区間（箇所）の互いに最も近い部分を直線で結び、500メートルまでの範囲のもの
  - ② 同一工区内（区画整理地区等）において発注するもの
- (2) 別に入札条件を付している場合には、この限りではない。

### 3.1 特定建設工事共同企業体の取扱い

- (1) 複数の落札者となることができない「取り分け方式（近接工事、分離・分割工事・同日同工種工事）」においては、入札参加形態が、以下のいずれの場合であっても、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員も取り分け方式の対象とする。  
なお、同日同工種工事については、入札方式または総合評価落札方式における評価方式が異なる場合には取り分けの対象としない。
  - ① 特定建設工事共同企業体と特定建設工事共同企業体の工事
  - ② 単体と特定建設工事共同企業体の工事
- (2) 別に入札条件を付している場合には、この限りではない。

### 3.2 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの事業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。  
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元事業者育成の観点から次の点に配慮すること。
  - ① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り宇都宮市内の事業者へ発注するように努めること。
  - ② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り宇都宮市内の事業者へ発注するように努めること。
- (3) 入札条件としての施工実績は、特に標記のない限り元請け又は下請けとしての実績とする。

- また条件に施工規模の実績を付した場合は、原則1件の施工における実績とする。
- (4) 技術者等の配置を要する期間は、契約締結時（任意着手方式の場合は、工期の開始日）から完成検査終了時までとする。なお、入札参加資格要件確認申請書提出時において、完成検査が終了していない場合は完成届の写しを提出するものとする。ただし、第24項における工事については、工事の着手から完成届が提出されるまでのものとする。
- (5) 1回目又は2回目の入札で比較価格に対する最低制限価格未満で入札した者、無効又は失格の入札をした者、入札辞退者及び期限までに入札書が届かなかった者は、当該案件において以降の入札及び見積に参加できない。
- (6) 入札に参加しようとする者は、落札候補者となった時に配置できる技術者等がないということがないように、現在の手持ち工事数の状況や配置できる技術者等の数について充分考慮した上で入札すること。
- (7) 受注者は、契約の履行に当たり、受注者又はその下請事業者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行い、上下水道局の工事担当課に報告を行うこと。
- なお、受注者又はその下請事業者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、上下水道局への報告や警察への届け出を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。